

「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030 (素案)」について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年に、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現をめざし、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を策定しました。

この計画は、平成23年度から令和2年度までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、平成28年3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行いました。

今回、目標年次が終了することに伴い、これまでの進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成31年3月)などを踏まえ、向こう10年間を目標年次とする計画の策定を行うものです。

2 策定に向けた検討経過

平成30年11月～平成31年3月

「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施及び報告書作成
令和2年2月

「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」(学識経験者、関係団体等からの推薦委員、市民公募委員で構成)より「次期ふじさわ男女共同参画プラン」策定に向けての意見提案

令和2年4月～11月

「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」、 「藤沢市男女共同参画推進会議」(担当副市長及び各部局長で構成)での検討及び庁内関係各課等との調整

令和2年10月13日～11月11日

パブリックコメントの実施

3 計画の基本的な考え方

現計画に掲げている課題や施策の方向性について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、現在、改定が進められている「(仮称)藤沢市市政運営の総合指針2024」のまちづくりコンセプトの一つである、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち(インクルーシブ藤沢)”の視点に基づき、策定しています。

(1) プランの名称

SDGs（持続可能な開発目標）における17の目標の一つとして「ジェンダー平等*の実現」が掲げられていること、及び次世代に向けためざすまちの姿を示すものとして「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」としています。

* ジェンダー：生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などにに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。「ジェンダー平等」とは誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられること。

(2) 将来像

共に生き、共につくろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

(3) 3つの基本理念

- ア 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- イ ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- ウ 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

(4) 6つの重点目標

重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

あらゆる場において、人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的性別役割分担意識の解消をめざします。

重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

多様な視点・価値観に基づく社会づくりに向け、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野において、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう取組を進めます。

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい誰もが、その個性と能力を十分に発揮できるよう、働き方の見直しをはじめ、育児休業や介護休業取得の啓発、女性の起業・再チャレンジの支援など、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支える取組を進めます。

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものであることから、支援体制の強化と相談体制の充実に向けた取組を進めます。

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

性的指向、性自認などにとらわれず、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できるよう、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の人々への理解と支援の促進を図ります。

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

人口減少と少子高齢化が進行する中、社会のさまざまな場面で、困難な状況にある人が、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、誰もが生涯を健やかに暮らせるよう心身の健康づくりを推進します。

4 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、計画の一部については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年ごとの改定を予定しています。

5 推進体制

ジェンダー平等に関する施策は、行政の各分野や市民生活のさまざまな分野にわたることから、市民、NPO、ボランティア、大学、企業など多様な主体と協働して施策を進めるとともに、持続可能な社会として“ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”の実現をめざします。

6 今後のスケジュール

令和3年1月

「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」、
「藤沢市男女共同参画推進会議」
にて最終案検討

令和3年2月 市議会定例会総務常任委員会に報告

令和3年3月 「(仮称)ふじさわジェンダー平等プラン2030」策定

以 上

(企画政策部 人権男女共同平和課)